

条例第8条第2項の規定による公表内容

実施機関名（担当部課）	松山ブロックごみ処理広域化検討協議会（伊予市環境保全課）	
政策等の案の名称	松山ブロックごみ処理広域化基本構想（案）	
政策等の趣旨・目的 作成経緯	<p>松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町の3市3町で構成する「松山ブロック」では、令和2年9月に「松山ブロックごみ処理広域化検討協議会」を立ち上げ、愛媛県をオブザーバーとして、ごみ処理の広域化・集約化を検討しています。</p> <p>この度、各市町の原状や課題、広域処理の検討を進めるための基本的事項を整理した「松山ブロックごみ処理広域化基本構想（案）」を取りまとめました。</p>	
No.	市民等からの意見（概要）	実施機関の考え方及び修正した場合の内容
1	<p>CO2 削減の観点から焼却を主とするゴミ処理はやめるべきである。特に生ゴミを可燃ゴミとすることは、ゴミを燃やすために燃料が必要になり、本末転倒である。</p>	<p>可燃ごみ処理方式は、堆肥化やメタン化等を含めた様々な方式を比較し、現時点では「ストーカ式焼却炉が望ましい」としていますが、詳細版7・10頁でも、「ただし、施設整備計画を策定する際などには、詳細な検討が必要と考えられます」と記載するなど、もとより決定事項としてお示ししているものではなく、今後、本構想を基に、地元の方々や松山ブロック3市3町の住民の意見などを伺いながら、松山ブロックごみ処理広域化検討協議会で議論を重ねて決定することとしています。</p> <p>頂いたご意見は、本構想の段階では反映しませんが、今後ごみ処理施設の整備に係る詳細な検討を行う際の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>いくつもの基礎自治体のゴミをまとめて1つの自治体の焼却施設にお任せするのは、付近住民への負担から考えて、すべきではない。小さな地域毎にゴミの分別と再利用を徹底すべきだ。</p>	<p>構想案では、①環境性、②経済性、③災害等に対する強靱性の3つの項目で、広域処理する場合と各市町が個別でごみ処理する場合の比較を行っており、いずれの項目でも、広域処理することが優位であるとの結果が得られています。</p>
3	<p>住民ひとりひとりのゴミ減量の努力と知恵を引き出すためにも、伊予市のゴミはどこでどのように処理しているのかを広報し、将来どうあるべきかの議論を住民（伊予市民）とともにするべきと考える。</p>	<p>本構想を策定・公表した後に、市民向けの説明会も行う予定としています。具体的な日時や場所等は未定ですが、決まり次第、広報誌や市ホームページなどで周知いたします。</p>